

○うきは市林業・木材産業振興事業補助金交付要綱

(令和2年5月8日告示第39号)

改正 令和3年7月21日告示第66号 令和6年4月1日告示第51号

令和7年7月17日告示第52号

(趣旨)

第1条 市長は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づき、林業・木材産業等に従事する人材の育成、担い手の確保を図り、もって森林整備の拡大に資するため、市内の林業・木材産業等に従事する者の知識・技能向上や労働環境の改善につながる事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(事業主体)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「事業主体」という。）は、市内に事業所を有し、かつ、次に掲げるものとする。

- (1) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に規定されている認定事業主
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定されている林業の一人親方等で構成される労災保険の特別加入団体
- (4) 福岡県木材業者登録名簿に登録された木材業者
(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業内容、補助対象経費、補助率及び事業採択の条件は別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、うきは市林業・木材産業振興事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認められる場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、うきは市林業・木材産業振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 事業主体は、事業完了後速やかに、うきは市林業・木材産業振興事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告内容を審査し、適当と認めるときは、うきは市林業・木材産業振興事業補助金の額の確定通知書（様式第4号）により事業主体へ通知するものとする。
（交付金の返還）

第8条 市長は、事業主体が当該事業について補助金の交付の目的に反して使用した場合等においては、別に定めるところにより当該補助事業に係る補助金相当額の返還を命ずることができる。
（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、公布の日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則(令和3年7月21日告示第66号)
この告示は、公布の日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則(令和6年4月1日告示第51号)
この告示は、公布の日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則(令和7年7月17日告示第52号)
この告示は、公布の日から施行し、改正後のうきは市林業・木材産業振興事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度の事業から適用する。

別表(第3条関係)

事業内容	補助対象経費	補助率	事業採択の条件
技術・技能習得研修支援事業	林業・木材産業に関する技術・技能習得に係る研修経費。ただし、消費税抜きの経費とする。（受講料・テキスト代）	1／2 ただし、研修参加者1人あたり上限20,000円	（1）補助対象となる者は、第2条に規定する事業主体に雇用されるなどして、伐倒、製材等の現場作業を専門に行う者とする。 ただし、緑の雇用研修生は対象外とする。
研修参加者日当補助	林業・木材産業に関する技術・技能習得に係る日当	定額 1人1日 当たり5,000円	（2）当該補助金の対象となる研修については、国、県、公益財団法人福岡県水源の森基金、労働災害防止

事業		00 円	協会、公益社団法人日本木材加工技術協会等が実施する研修であって、原則として労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に定める免許、資格を取得するためのものとする。
安全対策・作業負担軽減事業	安全に資する装備又は作業負担の軽減に資する装備の購入費用。ただし、消費税抜きの経費とする。	1 / 2 ただし、受給者 1 人あたり 上限 10,000 円かつ年度内 1 回限り	（3）他の公的制度による補助金等を受けていないこと。
労働環境改善事業	空調設備、防音設備、遮熱塗装等の施設整備経費、吸塵機、局所排気装置、照明機等の購入費用、ほか市長が適当と認めるもの。ただし、消費税抜きの経費とする。	2 / 3 上限 50 万円かつ年度内 1 回限り	（1）継続して作業等が行われる区域に限る。 （2）他の公的制度による補助金等を受けていないこと。

様式第 1 号(第 4 条関係)

うきは市林業・木材産業振興事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

うきは市林業・木材産業振興事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

うきは市林業・木材産業振興事業実績報告書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

うきは市林業・木材産業振興事業補助金の額の確定通知書
[別紙参照]